

# 第9期 檜葉町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

## 概要版

### 1. 計画策定の必要性と目的

わが国の高齢化は、引き続き急速に進んでおり、令和5年度版高齢社会白書（内閣府）によると、総人口に占める高齢者（65歳以上）の割合（高齢化率）は令和4年10月1日現在で29.0%となっています。地域社会の存続への危機感が強まる中、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが今まで以上に重要になっています。

平成29年に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続を確保することにも配慮し、サービスを必要とする方に適切なサービスが提供されるよう、住民同士による支え合い活動の推進も求められるようになりました。

当町では、平成27年9月5日、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示が解除され、町内居住者数は4,362人（令和5年10月末現在）となっています。長期避難により町外で暮らす町民がいるとともに、町内の人口構成や家族構成などの変化、町民を取り巻く生活環境は震災前に比べると変化しており、高齢者だけの世帯やひとり暮らし高齢者も増えています。

複数分野の課題を抱え複合的な支援を必要とする世帯が増加傾向にある中、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現が不可欠です。

### 2. 計画の期間

第9期檜葉町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。計画期間中に団塊の世代全員が後期高齢者となることから、中長期的な視点で団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年を意識した計画づくりに努め、福祉分野の関係計画（障がい者計画、子ども・子育て支援事業計画、健康づくり推進計画、地域福祉活動計画）との点検を含め、評価・見直しを行います。

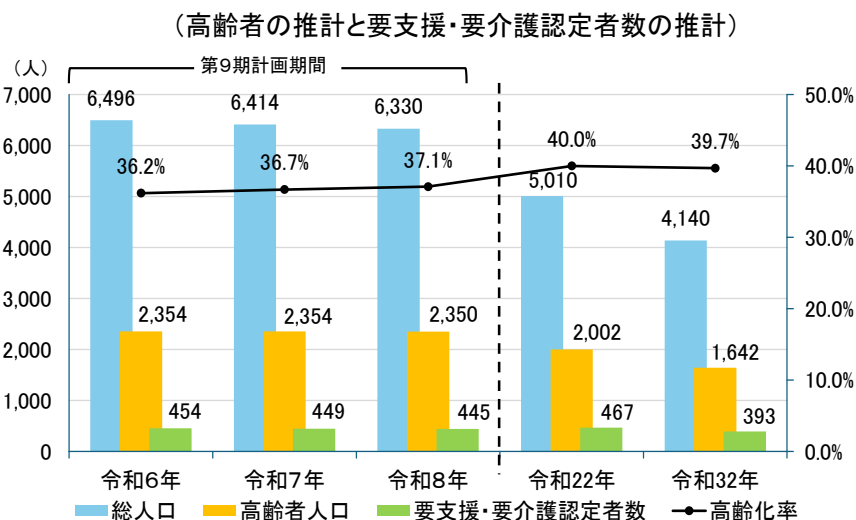
#### <計画期間>

2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)
第9期計画策定	→			第10期計画策定 →

### 3. 推計人口と要支援・要介護認定者数の推計

人口は令和6年が6,496人、令和7年が6,414人、令和8年が6,330人と推計されます。その後、令和22年は5,010人、令和32年は4,140人と推計されます。

計画期間の高齢者人口は、令和8年に2,350人とほぼ横ばいで推移することが推計されますが、高齢化率は微増し、37.1%になると推計されます。



## 4. 施策の体系

基本理念 第4次地域福祉計画と共通	基本目標 第4次地域福祉計画と共通	重点施策 第3期障がい者計画と共通	基本施策	整合性の有無				
				地	障	子	健	地活
<b>みんなで支え合い幸せを実感できるまち</b> 健康で生きがいをもち つながりを感じて暮らせるまち	みんなで助け合い支え合う仕組みがあるまちづくり	誰もが相談できる支援体制の強化・充実	(1) 相談窓口の充実 (2) 地域包括支援センターの充実	●	●		●	●
		誰もが支援を選択し利用できる支援体制の強化	(3) 地域共生ケア会議の充実 (4) 在宅生活を支えるサービスの充実 (5) 法人間の協働・連携 (6) 権利擁護の推進 (7) 福祉施設・サービス等の柔軟な活用の検討 (8) 介護予防・健康づくりの充実・推進 (9) 認知症に関する支援体制の強化	●	●	●	●	●
			誰もが活動・参加できる機会の充実	(10) ボランティア活動の推進・強化 (11) ワーキンググループの効果的な運用 (12) 誰もが参加しやすい集いの場の推進	●	●		
	つながりが持てる地域づくり	(13) 継続可能な地域包括ケアシステムの推進 (14) 在宅医療介護福祉連携の推進 (15) 支え合い活動（見守り）の創出 (16) 支え合い町づくり推進機能の仕組みづくり (17) 災害や感染症対策に係る体制整備		●	●	●	●	●
		みんなが安心して共に暮らせるまちづくり			●	●	●	●

「整合性の有無」について、記載している計画名は以下になります。

地：第4次檜葉町地域福祉計画

障：第3期障がい者計画

子：第2期子ども・子育て支援事業計画

健：健康づくり推進計画（ここにこ健幸プラン）

地活：地域福祉活動計画

## 5. 第9期の所得段階別保険料

段階	対象者	基準所得金額 (合計所得)	基準額に対する割合	保険料（円）
				年額
第1段階	生保・老齢福祉年金受給	80万円以下	×0.455（×0.285）	36,000（22,500）
第2段階	住民税非課税世帯	120万円以下	×0.685（×0.485）	54,200（38,400）
第3段階	住民税非課税世帯	120万円超	×0.69（×0.685）	54,600（54,200）
第4段階	住民税課税世帯	80万円以下	×0.90	71,200
第5段階	住民税課税世帯で本人非課税	—	×1.00	79,200
第6段階	住民税本人課税	120万円未満	×1.20	95,000
第7段階	住民税本人課税	210万円未満	×1.30	102,900
第8段階	住民税本人課税	320万円未満	×1.50	118,800
第9段階	住民税本人課税	420万円未満	×1.70	134,600
第10段階	住民税本人課税	520万円未満	×1.90	150,400
第11段階	住民税本人課税	620万円未満	×2.10	166,300
第12段階	住民税本人課税	720万円未満	×2.30	182,100
第13段階	住民税本人課税	720万円以上	×2.40	190,000

※（ ）は、保険料の減免付加に係る保険料率

発行年月 令和6年3月

発行 檜葉町保健福祉課

〒979-0696 福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5番地の6 TEL0240-23-6102